

# 石川県で海釣りを楽しむ皆様へ

石川県では、石川県海面漁業調整規則で禁止をしていた竿釣及び手釣によるまき餌の使用を解除し、これに合わせて、石川海区漁業調整委員会指示などを枠組みとする新たな海釣りルールを定めました。

きれいな海や磯は、石川県の大切な財産です。誰もが快適な釣りを楽しめるよう、「海釣りルールの三箇条」の遵守をお願いします。

皆様、一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。

## 海釣りルールの三箇条

### 1 ゴミについて

**釣り糸、空き缶などのゴミは、必ず持ち帰る。**

### 2 まき餌について

**まき餌の使用量は、周囲の環境を汚さないよう、必要最小限に控えてください。**

- 石川県の沿岸域には、漁業者が漁業を営むための権利である漁業権が設定されているほか、魚介類の保護・育成のために大切に管理している漁場があります。
- まき餌を使用する時は、地元漁業者が行っている漁場管理に協力してください。
- かき養殖施設の各部から周囲50m以内、コンクリート面造成したいわのり漁場、および舩倉島燈台・七ツ島の大島燈台・嫁礁燈台の各中心点から半径5海里以内において、まき餌の使用は禁止されています。

### 3 マナーについて

**漁業者の行う採捕行為を妨げたり、他の釣り客の迷惑になる行為は慎み、お互いマナーを守り楽しく海を利用してください。**

- 定置網漁具の各部から周囲200m以内において、操業の妨げとなるほか、危険でもあるので、船釣りは禁止されています。
- 遊漁者のひき縄釣り(トローリング)は、禁止されています。また、潜航板やヒコーキを使ったひき釣りもできません。
- 小さな魚を採捕した場合は、資源保護のため放流してください。

2005.8.23

## 石川海区漁業調整委員会指示の内容

(竿釣及び手釣により水産動物を採捕することについて)

**1 次の(1)から(3)の区域内において、まき餌(こませ籠及びだんご釣りを含む。)の使用を禁止する。**

- (1) かき養殖施設の各部から周囲50メートル以内の区域
- (2) コンクリート面造成したいわのり漁場
- (3) 舩倉島燈台、七ツ島の大島燈台及び嫁礁燈台の各中心点から半径5海里以内の区域

**2 次の区域内において、船釣りを禁止する。**

定置網漁業の漁具の各部から周囲200メートル以内の区域

**\*この指示を守らないと、1年以下の懲役、又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。**

このチラシに関する問い合わせは

石川県農林水産部水産課 Tel. 076-225-1653  
石川海区漁業調整委員会 Tel. 076-225-1890

# 海釣りルール・マップ

## 石川県の海面において

- ひき縄釣り (トローリング)は禁止
- 潜航板やヒコーキを使ったひき釣りもできません。

舢倉島燈台・七ツ島の大島燈台・嫁礁燈台の各中心点から半径5海里以内

- まき餌は禁止



## 加賀市、志賀町～珠洲市地先のいわのり漁場

- コンクリート面造成した漁場：まき餌は禁止
- 天然漁場：地元漁業者による漁場管理に協力してください。

定置網漁具の各部から周囲200m以内

- 船釣りは禁止

## 石川県の全域で

- 小さな魚介類は放流してください。

七尾湾のかき養殖施設の各部から周囲50m以内

- まき餌は禁止



石川県の沿岸域には、漁業権が設定されているほか、魚介類を保護・育成するために大切に管理している漁場があります。

- まき餌を使用するときは、地元漁業者による漁場管理に協力してください。

- 釣り糸、空き缶などのゴミは、必ず持ち帰る。
- まき餌の使用量は、周囲の環境を汚さないよう、必要最小限に控えてください。
- 漁業者の採捕行為や、他の遊漁者の迷惑になる行為は慎み、お互いマナーを守り楽しく海を利用してください。